

「長崎歳時記」(一)

織田 毅

一、「長崎歳時記」について

本史料は、シーボルト記念館所蔵の文書史料で、江戸時代の長崎の四季折々の行事・遊戯・風俗・方言等を記したものである。武野要子氏は「長崎の一年間の年中行事・風俗・方言等を記した歳時記または歳事記は今日尚残っているが、その中で最も価値の高い編纂物」とする。

著者は長崎の人・野口文龍(淵蔵)。成立は寛政九年(一七九七)である。著者について詳しいことは不明だが、越中哲也氏は近年の論考の中で、長崎地役人(船番)を務めた人物ではないかとされている²。なお、橘文龍淵蔵が賛文(丁巳晩夏筆)を書いた「二代陳道庸絵像」が現存しており(長崎歴史文化博物館収蔵)³、この「橘文龍淵蔵」が野口文龍のこととすれば、当時ある程度文名のあった人物であろう。

「長崎歳時記」は江戸期には筆写本として普及したようだが⁴、広く知られるようになったのは、昭和四〇年(一九六五)『長崎県史』(史料編第四)に収録されてからである。これは、文化元年正月今井抱雲亭の筆写にかかる東北大学狩野文庫本を底本として、九州大学所蔵本(武野氏は原本と推定)により補訂し活字化されたもので、現在最も普及しているといつてよいだろう。昭和四六年(一九七一)には、『日本庶民生活史料集成』第一五巻(三一書房)にも収録されている。

なお、平成二八年(二〇一六)には、下妻みどり氏によって現代語訳もなされた⁵。

二、史料の様式・内容

本史料は、和紙墨書の写本・二巻本(「天」「地」)。四つ目綴。朽葉色の表紙・裏表紙がかけられ、表紙には書名を墨書した題簽もつく。保存状態は良く、虫食い等もほとんど見られない。

「天」巻は全四七丁、縦二四センチ、横一六・五センチ。「地」巻は全四九丁、縦二四センチ、横一六・五センチである。なお、両巻の巻首に、「徳見珍藏」「徳見図書」の朱文方印が捺されている。これは江戸期に長崎糸割符宿老をつとめた徳見氏の蔵書印であろうか。後考にまちたい。

「天」巻には筆者自序があり、正月から二月までの年中行事が書かれる。

「地」巻には三月から二月までの年中行事、月毎の行事、風俗、長崎土産、方言等の記載がある。

記述方法としては、正月から師走までの年中行事について簡条書き(一ツ書)して本文(行事名・内容等)、注(ただし書)を加える。また、挿絵も数点あり貴重なものとなっている。

三、史料の特色

今回の翻刻にあたり、『長崎県史』(史料編第四)に掲載された今井筆写本(以下「県史本」と略。)を参考にした。比較対照してみるとほとんど同一であったが、本文・注において多少異なる記述やさらに寛政以降の事柄を記した追記部分が見られた。

たとえば、本史料には県史本にある五月二九日の八幡町水神社祭礼の記事を欠いている。その逆もあって、一月二九日の「砧板おこし」の次に記された「唐通事家の冬至団子」の条は本史料にはあって県史本にはないものである。

追記の例をあげれば、正月三日に行われた長崎・町年寄の踏絵については、県史本では「一此日町年寄のかた踏絵」と書くのみであるが、本史料ではそれに続けて「踏絵といふハ、たて六寸計横四寸

計厚壹寸計の鏝（からかね）板ニヤそ（耶蘇）の祖（イエス・キリスト）を鑄出し、図色々有一やうならず是を足にて踏之、是やそ宗門にてなきとの証拠のためなり」と、踏絵に使用される板の構造や制度の目的を述べる。

続けて、「然ル処安政六末年より諸蛮条約御取引相成候以来、右踏絵之事蛮人より江戸表へ御願申上候よしにて相止、其以来ハ人別改と唱へて町々踏絵の時の通りの手数有絵板を不備ざるまで之以下同断郷方も同様なり」と、安政六年の通商条約締結以降諸外国の要請により踏絵が人別改と改称され板も使用されなくなったことを記している。

また、行事自体が途絶することもあった。たとえば、「一同（正月）三日諸人年礼右同断、但盲僧など河柳に札守りを結付て家々に持参春慶をのぶる事なり、其時又三四銭をつつみあたふ、河柳俗に猫柳といふ」とあり県史本と同一であるが、続いて「此事文政のころよりなし」と文政年間には途絶したことを記している。

以上のことから、本史料は県史本とは異なる系統の写本であり、転写の際に、原本成立以降の行事等の変遷（文化・文政・天保期における変化）を追記・加筆したものと考えられる。そして、県史本等では知りえない、寛政期以降の長崎の風俗行事の変遷を知ることができるのが、本史料の最大の特徴といえよう。その成立年代については、文中の記述から慶応二年以降ではないかと考えられる。

四、翻刻目的・方針

「長崎歳時記」は、長崎の風俗史を研究するうえで必読の文献であり、『長崎県史』も現在入手困難で目にする機会も少ないことから、長崎学の振興普及と史料活用の観点から、今回翻刻することとした。ただし、分量及び紙幅の関係から今回は「天」巻のみの紹介にとどめ、「地」巻の紹介は次回以降としたい。

翻刻に際して次のようにした。

漢字↓原則として常用漢字（人名等の固有名詞は原文のまま）、変体仮名・合字（左）↓ひらがな（「江」・「而」・「茂」・「与」は漢字のまま小文字）、反復記号↓読みやすく直した。読みやすさを考慮して、清濁の区別をつけ、適宜、読点・並列点をつけた。追記の箇所は、一字下げてポイントを落として表示した。明らかな誤字は（ママ）とした。また、「自序」の一部に明らかな筆写時の誤りと思われる箇所があり、県史本に合せ訂正を行った。

なお、本史料中には、現在では差別的表現である言葉等も使用されているが、史料の性格及び当時の環境や時代的背景を正しく理解するためにそのままとした。

（シーボルト記念館館長）

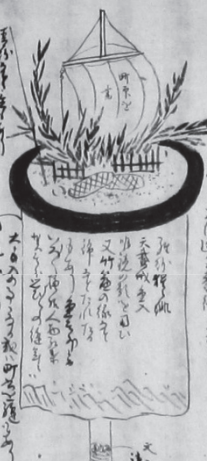
注

- 1 長崎県史編纂委員会編『長崎県史』史料編第四「解題」一〇頁。
 - 2 越中哲也『長崎歳時記』、若木太一編『長崎・東西文化交渉史の舞台―明・清時代の長崎 支配の構造と文化の諸相』（勉誠出版、二〇一三年）四七九〜四八六頁。
 - 3 長崎市立博物館編『長崎市立博物館資料図録Ⅱ 絵画編Ⅱ 書籍編』（平成五年）一三三頁。
 - 4 『増補版国書総目録 第六巻』（岩波書店、一九九〇年）によれば、東北大学（狩野文庫）ほか五か所に所蔵されている（同書二二八頁）。
 - 5 その他、九州大学・長崎歴史文化博物館も所蔵。
- 下妻みどり編『川原慶賀の「日本」画帳―シーボルトの絵師が描く歳時記』（弦書房、二〇一六年）。

長崎歳時記

天

右は上概として一年の製作一極なり
 一回九月廿三日を定めて酒造りを始むるに在りて
 秋分と等しうて甘き酒を造るに在りて酒造り
 始所迄了るまで酒造りの昔は、
 中近近道の先名男女の別は、
 作り酒入りの地を造るに因りて酒造り
 位吉と社の子造り沖能とを造る所の位造り
 五島所 徳山所 豊後所 豊前所 豊後所 徳山所
 家く作り酒入り 希と作り酒入り 豊後所
 大造り酒入りの男女同を造るに在りて酒造り
 け日の酒造り一年一酒造り二年二酒造り三年三酒造り



此の船は酒造りの船なり
 又竹葉の舟なり
 又酒造りの舟なり
 又酒造りの舟なり

長崎歳時記 自序

昔邑乃西川如見長崎夜話艸を著し、既に梓にちりばむ、夫より以
烽積惠通の長崎図志、盧千里の先民傳またおのおの一家の言をな
す、爰を以て崎の人物、地の形勝これを掌に脉るが如し、しかり
といへども民俗の雑沓たる歳時葉する所多く、益夥枚挙すべから
ず、且や埜姫の言語、稚児の玩具まで、華蛮乃遺風なるものあり、
偶羈窓ともし火を剪、以て吾土をかたれば、他郷の人以て怪談とす、
ひとしく是鬪穀於菟また一方の言葉さとりがたきによる、爰に雨夜
の蕭條たる南楼筆を採て、吾土風をいひ、且方言をひろひ集め名つけ
て長崎歳時記といふ、もしそれ古今の異国貴賤の差等ある耆旧に謔、
芻蕘にはかり、徴を今日にとる、爰を以て他郷の人ひとたび是を目
し以て吾土風を耳せば、又惟民俗の雑沓たる歳時挙するところ、
歴々然となおこれを掌に脉るがごとくならん、しかりといへども
矢口と渉筆と間あり、そのもの真を失わん事をおそるものは一二
かたちをあげて是を図す、千嗟我手拮据もとより画をよくせず、
是ミな強作をまぬかれざれば、遺漏なき事あたわず、同志乃もの
是を補せバ幸甚

寛政丁巳孟夏 瓊浦 埜(野) 口文龍戯題

長崎歳時記

一 正月元日家々若水とて暁方より恵方の水をくみとり、湯を沸し

茶を煮、此朝若水手拭とて新に一年の手拭をあらたむる扱又神棚恵方棚ならびに仏檀をき

よめて焼火マヤをかかけ、雑煮を供し 家内屠蘇酒を飲んで相祝す

但雑煮は三ヶ日又五ヶ日をかぎりて家々食する也、右膳の向

ふにハ皿にうら白をしき、そのうへに塩鰯三疋宛壺人、是を

通例すわり鰯とよぶ、若来客あれば先手掛の台をもち出前に

さし置、或ハ屠蘇雑煮を出す 手掛の台の事悉く十二月の所に記す 屠蘇の盃は多く

土器を用ひ三方に裏白を敷其上にかさね置て皆是を古式と

す

若水を汲に行にハ、米少一包塩少一包水引にて結び持行、井

戸のふちに上げ置て水をくむ事なり、雑煮を食するに手厚く

致候、家々にては小角を膳にすへるなり、小かくと云は三寸

四方計片木之様に白木杉にて拵その高サ式寸余、是を膳の向

ニ二ツ並べ、右の方ハ熨斗を巾五歩計横二寸計に切て、三ツ

小かくの真中に張付、左のかたハ昆布を右同断張付る也、手

軽にいたす家は本文の通、天保年のころより小かくを用ゆる

家先は無之様になり、すわりいわしのミ用ゆる事になりたり

一役掛りの家々ハ多く門松を立ならべ、家内いづれも暁起しおの

おの衣服をあらため上下を着し、笥乃中刻ころより奉行所にい

たりて節を拝す、それより諏方社・松の森社・神明宮の三社を

廻り諏方社ハ北馬町の上であり、松の森ハ諏方の馬場の東北に当り
て西山郷につづく、是菅廬なり、神明ハ伊勢町に有太神宮なりある

ひハ諸向を廻りて春慶を述るもあり家毎に至て多く、
ハ名札をさし置商家の内富る

ものハまた門松たてならべたるもあれども、多くハ質素を守り

打付松とて枝松を戸口の左右にうちつけ竹を立添、注連かざり

をす、しめかざりハいづれも門松同様なり、されども人ミな先

祖よりの家風ありて根引の小松に竹を立そへ、其左右に輪注連

など掛たるもあり、また大注連をまげて中に飾りをし、家の門

先にかけて又ハ玄関などのうへに掛るもあり、家々の式一樣なら

ず、門松は薪をつかねて根をかため、あるひハ葉笹をもつて牆

をゆひ、又は萩をそろへて根を囲ひ左右に離したるもあり

大注連をまげ飾をしたる図



但七五三のかざりハ包米・包塩・海老・橙・炭昆布・串柿・

裏白・ゆづり葉等なり、冬より此月にいたり兼て憎しと思

家にハ夜分それとなく松飾を印おろし、あだをなす事あり、

又稚児の輩ハ柿昆布などを目かけてとる、右いづれも邑乃

風俗よろしからざるところより起る歟

一商家は前夜の取引にて通宵いねざる故元旦なを夜陰のごとく、

あるひは蓆をさし門戸を閉て諸人の礼を受ざるもの多し

但今の世気分の忙然たる事あれば、邑の士女ミな諺に元日の

気分のごとしといふ、是終夜いねざる気色にたとへていふ

よし

一此日は一ケ年の間取あつかふ器用の恩を報ずるとて、家々にお

いても日用の外家財をやすめ用ゆる事なし、猶又一錢も出す事をつつしんで外より諸品を調へず

但今曉方より土蔵をメ切家に寄ては土戸までもメ切て如何様の用事有之ても翌二日朝迄戸を開く事なし、故に元日入用の品ハ前

晩までに夫々出しおく事なり

一此日より此月のあいだはチャンメラ噴ラツバをふひてチャン銅鑼片張の太

鼓をたたひてはやしたて市中の家々にいたりて節を拝する者

あり、其とき家々よりは小包の錢をあと但包錢ハ六七文又ハ十四

五文家の大小貧福によりて差等あり以前ちやんめらを吹あるくものハ無刀にて古き袴を着

り、よつて役懸りの者の袴の着ぶりあしきは諺にちやんめら吹の袴と異名す、いつの比より袴をやめたるにや、此三四年前よりハただ羽織のミを着して相廻るゆへ、容貌さして見にくからず

但当所にて噴唎を吹あるくハ其株ありて、人々の随意に吹廻

る事を禁ず、是唐人死失の節死骸を寺に送るまでの途中、

むかしよりは是を吹て柩の跡に付添家あり、唐人年々其謝義

を出すゆへ長崎会所よりこれを受用す、是其株となる所の

よしいへり但会所にて置銀と唱へ一ケちやんめらの祝義小包錢

天保年間のころまでハ十二文或ハ十三文閏月包む事の様になり、

其末廿四文・三十文・四十八文或ハ百文包家もあり、百文包

ハちやんめら吹方常ならず、市中顔役之もの方にてハ是非百文

包事のよし、其上盃を出すものもあるよし

一此日より船江の非人ども船江俗にか二人三人ほどづつを一組と

し、皆編笠を着し家々の門に立寄て歌をうたふ、俗に是をよん

でやあらやあらといふ、但やあらやあらハ歌言にある発語の言

葉なり、又非人の女童黒木綿にて面を覆ひ、槌をふりて大黒舞

をうたひ或ハ松尽し等をうたひ又ハ恵美酒大黒のすがたをま

なび来つて米を乞ふ

但此夜より廿日の夜迄小供江夫々の衣裳を着せ手踊いたさせ、三味

線引ハ多く女にて袖帽子をかむり、外二男一兩人付そひて暮過

より家々へ参りて踊り祝儀を乞ふ是ハ非人にてハなし、祝儀として

百文或ハ式百文遣す、文政のころより始りしが安政の比に至り

てハおどりに出るもの年々多、祝儀も百文位にてハ承知いたさ

ぬやうに成行より、商家の向分て夜ハ戸を宵の内よりメて踊の

参らぬ様にいたすゆへ昼八ツころより踊子出あるく事になり、衣裳なども追々芝居風の仕立になり、此外大人も面をかむり恵美須大黒などの出立にて踊あるき祝儀を取又万歳とて面をかむり烏帽子ひたたれを着扇を持って野菜尽し何かおかしき事を云て舞ふ、老人ハ袴計着し或ハ袴なししめ太鼓をたたき、又上下を着し或ハ上計を着て謡をうたひて来るもあり、いづれも小包銭十二文以上をあとふ、先ヅ当月廿日にて止

一此日より三ヶ日又ハ五ヶ日のあいだハ商家にて天秤・帳面・搗臼等の家財又ハ浴室雪隠等へ夜分燈みやうをかかぐ

但唐館においてハ在館の唐人ども新に部屋部屋の聯額をは

りかへ、又船主より 財 副 ・ 総 官 にいたりおの

おの紅箋を以て名札とし、二の門大門の番所其外同所の

街官・訳司フトナ ツウジの部屋部屋に至りて祝詞を述ぶ

元日二日三日此三日街官訳司等へ唐人より馳走を出す、訳司

よりも唐人江料理を出せしが、嘉永元申年より唐商不景気にて

右の馳走いづれも相止しよし 但弘化四末年唐船一艘入津翌嘉永元申年出帆限二三唐船入津相絶る

又丸山町寄合町の遊女ども此朝雑煮を食し、銘々年の餅などか

ざりて此夜は客を迎ふる事なしといふ、かつ此月の廿日までハ遊女屋の恵方棚にハ種々衣類の裁切、またハ金銀の紙にて折鶴などを拵へ、あまたの餅花柳にゆひ付かざり立たるさま、美麗たぐひなし、依て市中の男女夜分恵方棚見物としていたる者おびただし

安政のころより柳かざりも以前のやうにハなきよしにて見物のもも少く廿日迄ハ飾なきよし

一同二日市中の年礼元日のごとし又小商人どもは商ひ初とて大

人小児に限らず曉にかけて海鼠ナマコを売あるく、其声寅の刻ころよ

り喧し、家々是を買調へて此朝の鱈にくわふ、もとより値段の

高下を論ぜず家に呼入て、器を出せば右海鼠をあたふ、買人よ

りハ十二文またハ十三文其年の月乃数をかたどりて紙に包ミ、

て是をつかわす、是又古来より我邑の風俗なり

但我邑の貴賤なまこをさして、俵子タワラといふ、蓋其かたち米俵

に似たりをもつて名を請るよし、よつて二日商ひそめとてす

べてのになひ売の商人たわら子を売るは売人買人皆米俵の

縁あるゆへをもつてなりといふ、また両町の遊女屋にハ平

生出入の肴屋共年々嘉例として夜込門をたたきてなまこを
持来るゆへ、祝儀として銭を百文ツツを包あたふよし

海鼠を売あるく触声とらやとらやと云なり、天保の末比より市
中も出入の肴屋前晚になまこを持来りて差置、翌日初商ひとし
てゆるゆる出かけ参候時に祝儀として百文弍百文或ハ銀三匁
兩位遣事二なり、十二文遣事極々下賤の方ハしらず中以上ハな
き事に成たり、触あるく事ハ以前程ニは多無之すくなく成たれ
ども絶はせず、出入肴やなき家ハ売あるくを今にも呼入て廿四
文以上の祝儀可遣ならん、弘化嘉永のころよりなまこ売事嚴敷
御禁制に成りて海鼠干鮑ハ唐人江代り物として
御渡相成候第一の品故御禁制触あるく事ならず、よ
つてこのわたと触あるくなり、市中の祝儀右の通りゆへ両町遊
女屋ハ弍朱或ハ百疋も可遣よし

一此日は家並に暁起して、店先にハ葭簾又ハ竹簾をたれ家内相賑
ふ、男女小児のたわむれハ破魔弓・双六・ねこ貝・手まり・は
ご板・紙打等なり、下賤の輩ハすば引・よせけし・かんきり・
かうば・筋うちなどしてたのしむものあれども、右ハ博奕に似
たりとて親々かたく是を禁ずるものなり

文政中ころより破魔弓の遊び余り見うけず、すだれを懸る事も
右年間より見うけず

但猫貝は茂木・北浦・矢上などの近浦より出るこまかに丸き貝
にて 図のごとし、其法のせはぢき十五つかみとんのみなど
といふ事あり、女童の遊びなり

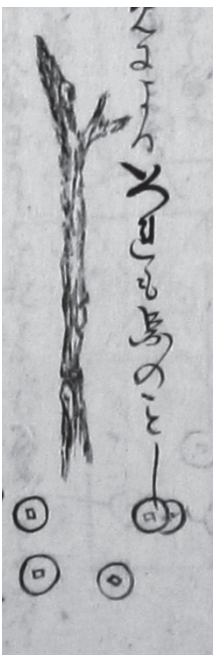
紙打ハたがひに二三枚又ハ五六枚宛のはな紙を出し合せて、是
をかさね置て針に凡量針の少
し小なる物糸をつけ糸は五色色々好ニより
長サ三寸余五寸計も有其針の二

分毫計を口にくみ右の手にて糸を持って打出す、それをとるに
糸を持取なり其紙の針に貫き返り針に付て多くとれるを勝とす、環座
の小児共男女ともまわりまわり是を打とりて勝負を決す

安政のころより紙打の遊び絶たり

よせけし左に図す、筋打ハ地に筋をかき銭をなげて勝負をさだ
む、かうば一名穴ほんど云よし、是又地に小穴をほり銭をなげ
皆筋より二尺三尺ほどさがりて打を度とす、尤其場のさだめに
よるいづれも図のごとし

よせの図



斯のごとく木を土地に立て、二三間こなたより銭をなげて木に
ちかよるを勝とす

文政中ころより此遊びを見うけず

けしの図 斯ごとく地に渦をかき

又なげたる銭なかによるを勝とす

天保中ころより此戯余り見ず

かんきりの図

穴の前に壺ツの筋をかき

是またなげたる銭筋に

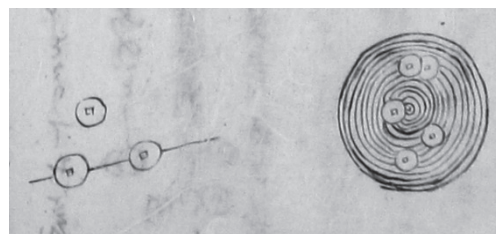
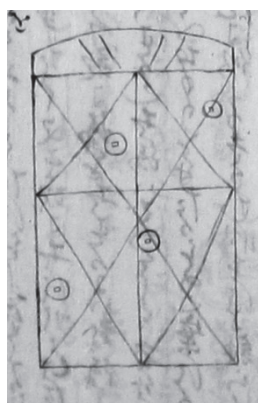
かかるをよしとす

筋打の図

爰を廣馬場又出嶋と云

なげたる銭是に出て、筋に

かからぬは最上なり



最初目はりの時銘々順をもつて銭をなげ、中の八筋にかかるを親

と定む、扱図のごとくちりたる銭をうち、是かれと脇よりゆびさ
して親にうたす、おや銭をもつて二三尺跡より片足を踏かけ、お
や銭ののぞみの銭を打に其銭ちりて筋にかからぬハ勝なり、順々
此法をもつて勝負を決す

かうば 一名穴ほん



図のごとく地に穴を掘る事凡銭の入る程なり、其廻りに筋をかき
其うちの勝負とす、もし投たる銭筋の外に出れば論なし、扱順々
銭をなげ穴にちかきを親とさだむ、おや順々投たる銭を皆取あげ
穴をねらひて打入る、若穴に入らざる銭あれば又脇より入れをの
ぞみてうたす、もし望たる銭ニあたらざれば一銭もとる事なく、
又其次に打す、順々此法をもつて勝負を定む、惣じて親に銭を打
するにハ数銭を取はさみ、中の打にくぎを打する也、打銭ハばつ
そうと名付て二文又ハ三文飴をもつて重ねおもりを付たるもの

也、案ずるに今出嶋内にて黒坊ども是に似たるたわむれをする、
疑らくハ是又蛮伝なるべし

はつそう蛮言敷



飴を以錢を如此重ね付る

すぼ引ハ幾人にても人数のありかずこより又ハ糸をそろへ、其
中の一筋に各出し合せたる錢をさし置いて、掌ニ握り込鬮クジを出す、
人々是を引、錢のさしたる糸を引あたるを勝とす

文政中比より以来右の戯見請る事稀也

一此日唐館においてハ古来より水かけといふ事あり、是船々の火
の元番ども冬より踊をならし置此日をまつて早朝より笛太鼓
又ハ銅鑼をたたき、土神堂関帝堂其外唐人の部屋部屋前に至り
て踊をなす、踊ハ風流崎俗獅子舞を
ふりうといふ或ハ今やう年々趣向一那なら
ず、此とき船々の船主財副惣管の輩おもひおもひに遊女をたづ
さへ出て、露台より是を見物す、又我邑の奇観なり

館内船頭の部屋部屋ハ多く二階住にて外向にかけを仕出し

是を露台とよぶ、右見物のとき又ハ涼などの時ハ此台に毛氈
を敷ならば、椅子をたておのおの寄かかりて飲をつくす、又
火の元番といふは入港の唐人ども上陸の日より館内部屋部
屋水汲下働きとして唐人屋敷乙名かたより壱人、唐人番より
壱人、宿町より壱人都合三人ツツ右船の帰帆まで唐館江遣し
置く、一船毎に右のごとし、是を通俗部屋附と唱ふ

此踊いつの比より絶たるや文政のころよりきかず

一同三日諸人年礼右同断

但盲僧など河柳に札守りを結付て家々に持参春慶をのぶる
事あり、其時又三四錢をつつみあたふ、河柳俗に猫花柳と
いふ 此事文政のころよりなし

一此日町年寄のかた踏絵

踏絵といふハたて六寸計横四寸計厚壱寸計の 鏝カラカ子板ニやその祖
を鑄出図色々有一
やうならず是を足にて踏也、是やそ宗門にてなきとの証拠
のためなり、然ル処安政六未年より諸蛮条約御取引相成候以来、
右踏絵之事蛮人より江戸表へ御願申上候よしにて相止、其以来
ハ人別改と唱へて町々踏絵の時の通りの手数有絵板をふまざる

まで也以下同断郷方も同様なり

一同四日奉行所へ寺社礼 大音寺浄土宗 大徳寺真言宗 本蓮寺法華宗

青木陸奥今大宮司諫 同虎丸今左京亮 同西市今近江介西山 光永寺東一向 正

覚寺仏光寺後院 安禅寺天台宗 其外神職出家のともがら夫々の装束

をつけ、順列を正して節を拝す

右相すみ市中檀家俗縁の家々にいたり札守り水引又ハ杉楊

枝の類を取そへ、又納豆を曲してくばるもあり、いにしへよ

り延命寺の僧徒金山寺味噌といふをまけにして配る、けだし

其製もろこしの金山寺よりつたへたるよし、家々是を得て珍

味とす

一此日より市中踏絵はじまる

安政六末年より踏絵止人別改となる以下皆同断

江戸町 大黒町 今魚町 東濱町

本博多町 嶋原町 磨屋町 新橋町

大村町 椀嶋町 榎津町 新石灰町

今町 船津町 袋町 本籠町

都合拾六町絵板十二枚なり、一町かぎりの乙名・組頭・日行使・

下日行使今ハ此役名なし文政の比迄ハ聞しか 借家惣代下役の事なり などいふ夫々の町役人ど

も付添廻り、家毎にいたりて是を踏す、其時々家内帳の名面

に印形をすへ是をあらためシレンの徴とす、又朝絵夕絵と唱ふ事あ

り、大町ハ絵板一枚にて一町踏するゆへ朝夕のわかちなし、下

皆是にならへ家々にてハ町役人江茶・多葉粉盆・菓子を出す、家に

寄盃吸物など出すもあり、小家ハ内庭に立ながら踏するゆへ茶菓子

の事なし、町々踏絵済帳面を以町役人日行宗門の寺々へ参り寺板判を

取帳面清書の上、此月の廿九日二町々不残右改済の帳面奉行所へ差

出す

一同五日奉行所暗臺寺礼これあり禪宗、是ハ先年大音寺と前後の

あらそひありてより別段に相勤る式となれり

一此日 本五嶋町 浦五嶋町 南馬町 八幡町

堀町 豊後町 本興善町 新町

内中町 小川町 油屋町 東古川町

上筑後町 炉粕町 船大工町 八百屋町

酒屋町 北馬町 引地町

右絵板十枚にて拾九町町役人ども付添廻る事四日のごとし

但帶刀組御役所附・唐人番・船番・町使・散使并家内の踏絵も又此日にあり、是ハ皆其組の触頭付添廻り改たる式ハ町屋のごとし、遠見番は日限適ふ

一同六日市中家々の注連をおろし松を引、又家内の注連は十四日におろすもあり、川中などへ持出て焼なり

但幸木の七五三ハ翌年のかざりまで迦さずおけば、其年の盜難をのがるるよしいひつたへて其ままおく家あり、或ハ松かざりの橙を取て床の下に投入れをき、又ハ橙を戸口の上ならびにぬか味噌に漬おく、何れも盜賊にあわぬ咒のよし、家々の伝同じからず

一市中の兎輩此頃よりおふく鳳巾ハタをはなちたのしミとす

一此日	伊勢町	中紺屋町	桶屋町	本大工町
	本下町	今下町	勝山町	今紺屋町
	出来鍛冶屋町	今鍛冶屋町	本紺屋町	西古川町
	下筑後町	西中町	諏方町	今石灰町
	後興善町	新興善町	東築町	

右拾九町絵板十九枚と言

一此日より近在の兎輩七種をとりて売あるく、家々是をととのへ煮て砧板マナコの上に揃へ置、其かたわらに火箸・飯杓子・榎スリコキ・菜刀テウ・せつかひ・金杓子・火吹竹の七種を置、此日正申の刻より恵方棚の前にそなへ恵方に向ひ菜刀を取て右のまな板をたた菜刀の裏に、是をたたくに拍子あり、今涉筆がたし、実ハ一刻毎にたたきて晝にいたる事古例なりといへども、人々惰懦ダジユにして通宵是をたたくもの稀なり、其言葉に曰唐の鳥と日本の鳥とわたらぬさきにといへる事を口に唱へてたたく事又古式なるよし、ある人曰唐土の鳥が日本の土地へわたらぬさきにといへる事を今となへあやまりたるものなりと、家々においても質朴の耆老ハ堅く是を守りて相唱ふれども、此ときにおいていづれも一笑を催ふさざるものなし、愚考ふに俗書ニ此日唐土より鬼車といへる悪鳥わたるゆへに家々門を閉て燈をけし是を払ふ、依て七菜ナクサを叩くに右の文を唱るは此鬼車鳥をいむころなりといへり、又唐土の鳥とハ燕をさして云といふ説あり、只老婆婦女相伝の説のミにて、其証なきゆへは何の義たるを詳かにせず

一同七日俗に七日月とよぶ、家々鱧をし七種のさうずひ(雑炊

カ)を誠ハかゆなり土俗多く
まめのさうずひを煮煮て神棚・恵方棚・仏壇等に供し相祝す

一此日 恵美酒町 桜町 西築町 西濱町

金屋町 東上町 麴屋町 銀屋町

本古川町 本紙屋町 大井手町 西上町

古町 出来大工町 外浦町 平戸町

都合十六町絵板拾枚にて是をふむ

此日より寺社方家内の者ども踏絵はじまる、又遠見番踏絵も

此日にあり

又此夜本蓮寺下船津浦の男女ども家に打あつまり番神こもりをなす、宵よりおのおの同音にて題目を唱へ、夜半過れば皆酒を飲てさまざまの興を催し、又夜更るまで題目を唱へ、夜明てより家々の注連を浜手に持出是を焼、是を名づけて鬼火といふ、又五月にこもる事あり定日なしともいふ

此こもりいつころまでありたるか文政の末ころ聞たる事なし

一同八日 今博多町 材木町 東上町 新大工町

萬屋町 本石灰町 今籠町

右絵板七枚なり

但此日丸山町寄合町并皮屋町もまた踏絵あり皮屋町ハ穢多町
也長崎の西ニ有

町の踏絵ハ遊女ども美麗をつくし行義ある事ゆへ、以前は

市中の貴賤遊冶ユウヤジ児ども姿をへんじ面を覆ふて見物にいた

る、其後群衆の者ども町役人と口論出来てより今見物のものややおとろふといふ、旅客など尤見物に行

一同九日松離子とて以前ハ諏方社に於て能あり、今其かたのミ残りて能太夫又ハ社家の面々社用人の輩拜殿に幕をはりて離子をなす、年により舞などなす事もありといふ

一此日銅座跡踏絵但銅座跡ハ以前錢を鑄し所にて今人家建つづき町並に
准ず、尤町々の乙名より兩人宛掛りを立兼勤むるなり

但唐館部屋附の者ども則火の
元番也同所乙名部屋にて踏絵あり、絵

板ハ部屋附の町々より役人付添持参す

一同十日俗に十日恵美須と唱へ商家ハ恵美須棚へ造酒をそなへ、互ひに打寄て相祝す

但此日両町の遊女屋ハ遊女ども打集り、酒をのみ互ひニあはれあふて家内大ひに賑ふ、くるわも是をゆるして制する事

なし、又年季のみつる遊女ハ此日において何れも暇乞の
盃事あるくるわの定式なるよし

一此日御船頭武具蔵預りの輩并家内のものどの踏絵御代官手代
見とどけとして付添ひ廻る 但以前ハ十一日ニ有

一同十一日鏡びらき市中の家々ハ神棚仏壇其外家財等にすへ置
たる鏡餅をおろして善哉餅とす、又此日帳祝ひとて商家は新に
諸帳面を仕立表題など書して相祝す

但荒神棚の餅ハ多く十五日又ハ廿八日におろす、いづれも家
風あり

一同日比より夜分女中礼廻りはじまる、婦女おのおの美を尽し粧
を凝し、惣じて僕にハ箱挑灯をともさせ下男ケンシヨウ奴婢を引具し親類
知音又は近辺の家々を廻りて春慶をのぶる、もつとも下女ハ硯
ふたに包ミ茶を入れさまさまのふくさを打掩ふてもたせ、至る
家毎にさし出す、又とし玉とて紅粉茶碗白粉鬢附もとゆひあら
いこきさミ多葉粉手まり筆紙墨等を小児などある家々にハそ
れぞれの見合せありて菓に取そへ互ひに相贈る事あり、是平生
懇意のかたのみ年玉ありとす、又此札は人の婦たるものにかぎ

り娘のともがら出る事なし、もし人婦といへども障りありて出
る事なきものは月の末つかた、下女のミに茶をもたせつかわす
事あり、あるひハ冬ハナヨメ新婦を娶りたる家々ハきわめて此月をまち
姑是を引具して相廻る

但市中の男児ども夜分女中礼を見ればおのおの松葉をもつ
て奴婢の髪に打かけ、奴婢ののしりいかるをたわむれとす、
尤六日七日の夜ころより家々を廻る婦女あれどもこれは
まれなりとす

茶を包みたる図

新婦の茶ハ如此きり熨斗を用る事あり



是ハ此内に小包にして入る上包は
多く杉原紙二枚かさね也、紅を以
て落松葉又ハ海老梅花折鶴三ツ星
などの絵やうを書

此女礼廻り文政のころより新婦の外ハ茶包を配る事なし、年玉

は親類懇意之かたへ配るなり、天保のころより次第に稀になり

同年末ころより止たり、其後ハ下女を以春慶申遣す事二なり、

夫もいつとなくやみ年玉も贈事稀になりたり

一同十三日三ヶ村の踏絵はじまる

但三ヶ村ハ御代官高木作右衛門殿御支配所にて、長崎村・浦

上村・山里村・淵村なり、夫より野母村・高濱村・川原村・

茂木村・日見村・古賀村・椀嶋村の七ヶ村おひおひ踏絵右

改として御代官手代下役等召つれ相廻る

一同十四日御奉行所岩原屋敷御目付屋敷也御代官所其外諸侯の蔵屋敷な

ど門戸玄関のうへにけづりかけをつり又鬼木をたつる

但市中ハ役懸りの家といへども是ある事なし

一此夜より十五日の夜までハ土龍打モヅラとて町々の賤き男児ども松

に立そへたる竹を貯へ置て凶のごとく拵へ、家々の門口にいた

りてふミ石をうつ崎俗踏石をぎんばといふ方言也唐人町宿のこ
ろ銀払せし処故銀払石ト云説あれども如何哉其言葉に曰

もぐら打ハ科トガなしぼうの目ぼうの目祝て三度しやんしやんの

しやんと云て打止ミ家に入て銭を乞ふ、もし銭をあたへざればバ

又きんママば石を打て曰打もどせ打もどせ一まつぼう二まつぼう

三まつぼう四まつぼう四まつぼうの方にハ鬼子もて子もてつカテニヤ

ののはいた孫もてといひ捨て又となりへゆく

但元ハ貧賤の子のミするにあらず、よつてむかしハ銭を乞事

もなく、ただたわむれにするのミ、今家々に入て銭を乞事

蓋し世の汚隆フリウにつくところか、又我邑の風俗よろしからざ

るところなり

わら繩にてくくる

土龍打凶



文政のころより土龍打ハ十四日限る十五日ニハなし

一此日兒輩市中の家々よりおろしたる注連をもらひ、諏方社の焼

場にかつぎ行て是を焼、やくとき兒輩おのおの同音に鬼の骨鬼

の骨と相唱ふ

此諏方社に持行事文政のころより次第にすくなくなり、六日ニ

市中の分ハたいがひ焼、是ハ其最寄川などに兒輩持行互にま

けぬ様にと方々より取集来て焼とき、鬼の骨と同音にいへり、

依て此日諏方社に持行焼のハ聊の事にて今ハあるべし

但両町の遊女屋も注連おろしとして紋日に定め、妓女客を迎へ

家内相賑ふ

一右同日邑より一里ほど西にあたり小瀬戸と云浦あり小瀬戸ハ御、
代官支配

此ところに尻たたきといふ事あり、シウトメハナヨメ 姑 新婦を引つれて親類知音のうちを廻るとき、老若の男子鬼木をもち途中にむらがり居て新婦の尻をうたんとす、其時又此方より両三人出て是を貰ふ、新婦のかたには是を祝儀としてきわめて団子をこしらへ酒肴をととのへて右のともがらを招請す、これ年々新婦をめとる家は正月十四日をもつて古式とするよし

此ことはありや、文政末ころも聞たる事なし尚可尋

一同十五日諸役人辰の刻より奉行所に至りて佳日を拝す、家々鱈をきざみ小豆粥に餅を入れて煮、神前仏前などにそなへ皆食す、又此かゆをもつて門戸其外家の柱に所々の札守りを張る、又此日おふく荒神の前大釜にの上にすへ置たる三ツ重ねの大鏡餅をおろす

但或ハ廿八日をまち小餅の鏡と引かへおろす家風もあり

一此夜福濟寺観音堂において福濟寺ハ下筑後町山手ニあり
則漳州チャウチウ寺也 蠟燭かへと云

事あり、俗是を呼んで、しよんぐわん又ハしよむぐわんといふ、是じやんぐわんといへる唐音の転じたるものにて、じやんぐわんハ上元なりといへり、其法暮比より堂中仏前の蠟燭立に唐蠟燭数拾挺をたて火をともしおく、市中参詣の男女皆手前より和らうそくをもちいたりていちいち是に立かへる、追々参詣の人々は余人の仏前にもしたる新蠟燭を引かへ、だんだん右のごとくとりかへして持帰る、是何のためと問ふに此夜此寺に誦經ありて仏前にかかげたる蠟燭のともしすそなるゆへ、若し家に病人などある時枕の上には是をかかぐればおのづから祈祷になるよし、依て参詣の男女むかしより肩をすりてきそひかゆるといふ、是唐土の遺風にや、いまだ其事をつまびらかにせず、凡酉の上刻より戌の刻までにて相止、堂中にハ僧徒銅鑼をならし磬ケイを打てかまびすし、又此日の夕方より近在にてハ竹をやき其はくひつと音ある時、児輩同音に鬼の骨とよぶ、よつて又俗に鬼火ともよぶ、考ふに我邦のさきてふと云是なり、あるひは文字に三元張サキテウともかくよし、尤むかしより市中においてハある

事なし

但此日唐館において蛇踊といふ事あり、唐人どもはりぬきの

巨蛇を造り、夜陰に乗じて体内に火をともし、館内蛇エンゼンと

つかひ廻る、船主財副の部屋部屋ハ露台に毛氈をしきなら

べ、数十のともし火を点じて相賑ふ、市中の児皆狐イナリダケ嶽小

嶋郷の山手にのぼりて見物す、是又例年かくのごとし狐嶽ハ館

内の上崎中
の南にあり

右の福濟寺蠟そくかへはあれども昔の如ならず参詣

も少し、唐館の蛇おどりは文政のころ以来有事をしらずい

つの比までありける歟

一同十六日諏方社において百手の神事といふ事あり、社記に考ふ

には八門戸の神櫛盤クシイワマトノミコトヨイワマトノミコト牖命豊盤牖命の祭なり右の二神世に矢大臣
又ハ俗に矢五郎さ

まど、
称す毎年此日射礼を行ふて門戸の神をまつる、供物ハ白羽の

矢二百百手
なり黄白の餅二百造酒二瓶是を本殿内陣にそなへ社人祈

念し終りてのち神樂の子式人弓矢をもち矢大臣の前にゆき左

右再拝して湯立場にいたりのたつを立、左右次第して是を射る、此

行事すんで神宝蔵の前後の窓マドより百手の矢を投出す、参詣の男

子群衆してあらそひとる、是をなづけて矢ばかひといふばかひハ
方言爭取

こと、
なり取得たる矢を其家々に持かへり、神棚におさめて年中の

邪氣を祓といふ、夫より神主の宅において若餅百を玄関よりま

き出す、又参り集たる老若あらそひ取、又神酒を我おとらじと

頂戴す神酒ハあま酒也器
に入柄杓をそへ置、つたへいふ、此餅を取得たるもの年中の

さいわひをうるとある説に餅の異名福といふよりおこるとも

いへり

但矢ハ女竹之あら篋を割て羽形の紙をはさみ是を製す

一此日ハ養父ヤブ入とて奉公人の男女其主人主人にいとまを乞て家

にかへり在所へゆく、又市中下賤の者どもは男女打あつまり銭

など出し合せて酒宴を催し、或ハうたひ或ハ舞今様の三味線な

どひきてたのしむもあり

一同十九日諏方社において清祓の神事といふ事あり、社記を考る

に是疫神祭りといふ、此日夜に入て是をおこなふ、元此祓ハ吉

田の疫神祭り清祓の作法にならひ是つとむ、明曆年中より毎歳

節分の夜大祓を修す、是を除夜大祓あるひハ年越の神事といふ、

行法清祓とおなじ、節分の夜より中門渡り殿の前に八角の塚を

建、八ツ手の注連を引、榊を建、是を疫神塚又疫塚といふ、中央にはらひ棚をつくり左右二高机をすへ机毎に幣帛を立、またさまざまの供物あり、行事中篝火をたき本座脇座二段の行法八方拝などの品あり

但疫塚を建る事節分の夜より正月十九日までの間なり、節分の夜ハ天下一統百鬼の夜行をはらふてヲニヤライ儼す、其百鬼を散乱せざるために疫神所に封じこめ置、今日清祓を修し、

疫神を祭り疫塚を捨るといふ、あるひハ伝ふ、厄年の男女清祓に拝参するともがらハ疫難をさけ疫神を除くと

一同廿日俗に廿日正月といひて家々鱸をし、餅の屑米コを赤飯にして神棚荒神棚等に供ふ、且煮込ミとして貴賤みな前夜より幸木の幸木の事くわしく幸木の事くわしく十二月の所に記 塩鱸の骨かしらを入大根牛房大豆などを取交煮て当日の珍味とす大豆ハ節分の夜の大豆をたくわへ置てこれを入るもし来客あれば先是を出して相祝す

但婦女子相伝ふ煮込ハ此月の魚菜の切くづを取あつめて物のすたらぬやういたすべしとむかし恵美酒神のいましめ置及ぶよし、又伝ふ、此日の煮込ハ銘々腰に箸をさして七

所を廻り、則七所にて食する物のよし、よつて近在の男女はじめて市中へ奉公かせぎに出るものあれば、家々の阿娘むすめども打あつまりはしをささせて是をあざむくゆへに其主人の親類知音のかたへいたる事あれば各腹をかかへて興をもよふす、しかれども今の世の人はいづれも悍黠カンケツにして欺むかるるもの百の一二ならんよし

赤飯或ハ煮込を添て親類江たがい配事あり、文政末のころより稀に成行後にハ絶たり、下賤にてハ家々打寄酒を呑合ふ

一此日を又廿日恵美酒と称して稻佐郷御代官支配測村のかあり恵美酒社へ参詣あり、以前ハ市中の男女老少となく扁舟を泛め或ハ数拾艘の屋形船おもひおもひに遊女など携へて興を催しけるに十七八年

前安永八年遊女町の出口船大工町において悪党ども両町の者と口論を仕出し、遊女の通行差ひかへてより市中の参詣もおとろへたり、夫より今にいたりまま遊女の船も泛るもあれども、むかしに比すれば物の数ならず、今ハただ商家信心の族のミ群参する事あり

但此日も又紋日とて両町の遊女どもハおのおの客を競ひ迎

へて昼夜相賑ふ、又市中の者夜分踊を催ふして両町ニいたる

事あり

今廿日ニ市中より改て踊を催行事なく当月始より昼夜わかちな

く日々踊両町へも行べし、尤廿日ハわけて踊多く市中を廻る両

町尤多し

一同廿五六日のあいだわけて町々の西国人ども出立の日柄とて

いづれも順礼歌をとなへて市中を廻り家々より米を乞ふ事修

行者のごとし、町中知音の男子ハみなはれの衣服を着し列をた

だしてあとにつき、又同音に詠歌を唱ふ、尤も旅立の人々ハ此

付添のもの多きを榮とするよし、又婦女のともがらも我おとら

じと爰かしこより衣裳をかりあつめ、不相当の美麗を尽し桜馬

場崎の町はづれ東にあり
則日見村ニいたる道八幡社のあたりに茶屋をかりて相送る、い

づれも一町かぎり酒肴其外種々の食物をたづさへ来り男女大

ひに集りて離盃を催す、以前は此送りの帰るさ(イ)両馬町通り

両馬町ハ北馬町南馬町是町ハ一町ニし、三味線太鼓笛をもつてさまさま

の芸をなし、旅立の家に至りてさわぎけるに、御改正の後質素

をもつばらとし其事やや止けり

文政中頃より西国立次第二稀ニなり近在の者折々市中を廻りけ

るが是もいつとなく止て今ハ絶たり

一同廿九日の夜ハ座頭瞽女ゴゼのともがらこもり講とて、諏方社の拝

殿にとりあつまり、通宵三味線をひき琴を弾じて神前に手向て、

よつて市中の老若男女此道をたしなむものハ各酒肴をたづさ

へ来て是を聞又一興ある事なり

但年々正五九月にありといふ

右の事いつの頃迄ありたる歟文政の頃には此事有を不聞

一此月のはじめの辰の日に辰の水とて一人汐田子に汐を入れて屋

根の上にあがり、辰の水辰の水と三遍唱へて右の汐を屋根のむ

ねにうつ、相伝ふ、此呪をする家ハ此年の火難をのがるるよし、

されども家々しかるにあらず

一節分の夜ハ家々鱈をして神棚・恵方棚・其外家財・浴室・雪隠

などへ燈火をかかげ一のくらみとて黄昏すぎるころ、神前のあ

かし家内のともし火を悉く消して豆はやしをはじむ、其法にい

りたる豆は二合にても三合にてもその多少を論ぜず、一升ます

に入れ年男とてキョシツ ヲハイ巨室富家ハ出入のもの、コイユ小家貧家ハ其あ

るじ右の豆をもつて先惠方棚神棚にむかひ至極小声をして福
ハ内福ハ内と三遍となへ、夫より大声にて鬼ハ外と唱ふ、家の
一間ごとに右のごとくうち廻り又庭におり外をさして打出す、
是又家々の式あり、右おわりて家内打より祝酒あり、俗に伝ふ、
此夜の大豆ハ常よりもいたくいり過したるをよしとするよし、
是婦女子むかしよりいひつたへたるのミにて其儀を知るもの
も稀也、愚かんがうニ追儼ツイナに赤丸をもつて疫鬼を逐ふ事文選六
臣注にくわしく見へたれば、いにしへより大豆ハ赤丸に表しい
りすごして色の付たるをよしとする歟、又此日紅大根とて赤き
大根を売りありくを家々調へ是を鱸にかきませ又ハ生ながら
輪切にして台にもりかたわらに塩をかきたてて此夜第一の肴
とする事大家小家にかぎらず古来よりの通儀なり、相伝ふ是ハ
これ此夜たいらげたる鬼の手に表したる物なるよし

但年内の立春も其法斯のごとし、此年豆をたくわへ置て廿日
の煮込に入る家もあり、又初雷に食すれば一年の雷を避る
といひ伝ふ人もあり、其儀一様ならず諏方社節分の行事、
十九日の所にのす、又此

日の暮頃一年中用ひ来れる火吹竹の口に紙をつめ、家々の

下女下男ども是を門口より外へ投捨るとき、堅く禁じて跡
をかへり見る事なからしむ、是又古来よりの法にして何等
の事といふ事を知らず、或ハ云火吹竹ハ一年の間ふつふつ
と気を吹入たるものゆへ、邪氣にたとへてなげ捨の義なり
と、もとより余人のひろひとるハ禁ずる事なし、多くハ非
人乞食のたぐひ是をひろふて薪とす、又此夜厄はらひとて
所々の山伏其外道心者のともがら貝を吹、鈴をふり、或ハ
錫杖をふり立て町々を厄(マ) 払(マ) 厄(マ) 払(マ) ひとふれあるく、も
し(マ) 払(マ)を頼む者ハ小包銭をあたへ十二銅或
ハ十三文門先にて祓ひを
なさしむ、又今宵三味線太鼓笛をもつてはやしたて、おど
りを催して家々に至り祝詞をのぶるあり、またハ大人小児
の輩片木に塩を積のせ或ハ白鼠等の造りものをして大根ニ
て作る
家毎に持行銭を乞ふものあり、尤塩をもちたるともがら
ハ皆明方より汐のみちこみたるといひて差出す、此事唯下
賤の利をむさぼるのミならず遊治児の輩ハたわむれにか
たちを変じ面を覆ひ、妹(マ) 妹ある家毎にいたりて是を見、
或ハ嫁をめとる時の資とするもあり、又此夜ハ神明井に諏

方社の拝殿にても豆はやしあるゆへ市中の者或ハ上下を着しまたハ平服にて神前ニ至り年を重ねる者もあり、且諏方社の年豆にハ例年土の八分大黒を三ツ程入ませて打よし、よつて下賤の者ハミならそふて社壇にいたり豆をひろふ、尤此大黒をひろひあてたる者ハ其年の福を得るとなる

家々豆うちすんで大家ハ上下の俣小家ハ羽織或ハ袴をつけて

明方参りとて其家々より凡明き方ニ当日処の神々へ参詣して

夫より親類旦那先^江祝儀ニ参る、先方にてハ祝酒を出すなり

一同廿五日御忌とて大音寺に法会あり 大音寺ハ御朱印地の浄土宗にして今籠町にあり

一同廿六日ハ廿六夜まちとて親類智^{マヤ}音うちあつまり琴を弾じ

三味線をひきて此夜の月の出るを迎ふ、尤家毎ニあるにあらず

但此夜の月を迎ふ事年々正月・五月・七月・九月・十一月ニ

あり、人皆涼ミを納れ暑さを避るの時分ハ諏方社長坂にて

月を拝するに最上の場とて男女とも夜半後よりここに至

りて月をまつ、いまだ月出ざるあいだハ児輩など手をたた

き歌をうたひて賑ふさまかびすし

文政の頃より以前ハしらず此かたハ七月の外廿六夜待とて賑ふ事なし、家々信心之方ニハいかにも七月之外ニも月待今にあるべし、七月ハ諏方社へ町々遊治児共夜半ころより太鼓三味線笛其外思ひ思ひの鳴り物にて賑し、同所^江至りて廻廊長坂の上一面の群衆太鼓三味線等の賑しき事言語を絶す、月を拝して銘々帰る路はやしたてて通る故馬町辺ハ此夜ハねむる事不能と云

一同廿八日諸役人辰の刻頃より奉行所に至りて佳日を拝

但各上下を着す下も皆是にならへ

一惣じて此月ハ家々家祈祷とて神主又ハ山伏を請じて祈祷す、又

俗にじしん経と唱へて盲僧を請ずるもあり 盲人に不、限此職有 じしん経ハ

升米 一升 升二入に幣をたて机に置経文をとなへて琵琶をひく、

其米一升をかぎる、右よみ終りてのちそなへたる米に錢百文を

添是を其僧の謝儀として遣す

但年々正五九月にすれども元より卜居^{ヤウツリ}の祈祷にハ定日なし、

右のじしん経ハ何れも荒神棚に向ひてつとめをいたす也

一此月の末比は年々寄合町京屋・引田屋・角筑後屋・中の筑後屋

の遊女ども衣類美を尽し、市中列を正して社参するゆへ見物の

男女群衆をなし道をさしはさんで是を見る、もつとも是太夫屋にかぎりたる事なり

但諏方社・松の森・伊勢宮に参詣す、尤西山郷千秋亭などい

へる茶屋に立寄昼飯など食す

文政の比より此事次第第二稀ニなり後絶たり千秋亭類焼今其跡松の森境内ニあり

吉田
屋ト云

一当鎮の北にあたり岩屋山といへる山あり、もとより大村城の治にして崎中よりハ三里の道のりなり、此月の始より同十五日に至るまでのあいだ右の絶頂に登れば、きわめて其年の運氣強しとて市中の男女みないざなひつれて参詣す、此事いつの頃よりいひ伝へけるにや、古老の人も是を知る事なし、或ハ日事を始る者たわむれに人をあざむきける処、ついにハ実となり諸人皆聞の伝へニ参詣する事今廿二三年におよぶといふ

但此山昔ハ坊などあまたありて繁昌しけるよし、且其絶頂に

至るの道険阻ニして兒子おとしなどいへる所あり、むかし

ハ魔所にして女ハ登る事なきを瀬戸のはついんといへる

女のぼりてより今ハ男女のわかちなく山上にいたると云、

予十七八歳の時友だち相かたらひて参詣しけるに麓の門

のかたわら寺主より札を建ける、其文ニ曰此山に参詣する

人皆十五日を限る事と思へども、此月中参詣して宜と云事

を書たてたり、寺僧の心さもあるべしと人皆一笑を催して

打過る、されバ此札の徳にや今ハおのづから十五日を過て

も月中は参詣の人ありて寺僧すこぶる利を射る

一此月十日頃より廿日頃迄の内初盆と唱て親類懇意下役等案内

いたし馳走致事有、家々必と云事ニハなけれども古より仕来の

家あり、又時のいきほいの家には必あり、嘉永年中このかた次

第二此事止、古来仕来の家のみあれどひつすの事になりたり、

又手子屋素読先生琴三味線の師匠其外縫物の師匠惣て師匠た

る者武芸師範家も初盆とて門人中を呼僂末の料理を出す、門人

よりハ肴代として壺朱或は式朱包遣す

二月

一朔日諸役人各奉行所江至りて佳日を拝す

一此月初午の日ハ所々稻荷社祭礼あり、社檀毎ニ青黄赤白のはた

をひるがへし、各赤飯をつくり供物を献じ客を呼もあり、され
其人毎ニ尊信するにあらず、家庭などに安置する者右ニ准ず、
如是あれ共近来稻荷社繁昌ニて家々祭礼初午ニかぎらず別ニ家々の
祭日ありて其日ハ必親類懇意之人を招赤飯を出し馳走する

一此月二日例年唐館において唐人踊あり

但二日三日の両日踊これある二日ハ御奉行御代官御勘定方御越、

三日は御家老其外被参候、文政年中頃より踊止たり唐館の土
神祭なり

一同六日頃より当所七ヶ村の踏絵はじまる、七ヶ村ハ日見村・古
賀村・茂木村・河原村・椛嶋村・野母村・高濱村也、右の内網
場・田上・飯香の浦・宮摺等の小名あり、いづれも御代官所の
支配故手代足輕を引具して相廻る

但此事市中と同様相止たり

一同十五日諸役人奉行所江至りて佳日を拝す

一同日涅槃会諸寺の堂中ニ大幅の涅槃像を掛香花を供男女参詣
多し

但古老相伝ふ、むかし画師禅林寺の涅槃絵を画し居けるに

禅林寺ハ八幡町、
町内寺町ニあり 日々其片わらに一疋の猫来り居て立さらず、

身をひそめかしらをたれて物に感じたるさま也、画師是を
見るにしのびず、終ニ猫を書加へたり、夫よりいつとなく
立去ふたび来る事なしと云、今の世に至りても人皆是を
口に藉て奇怪の事とす、依て当所諸刹の涅槃像は此寺の画
を以て最上とするよし

一右同日彦山祭礼

但此山崎中の東にあり、雅名峨眉山ト云、蓋唐土の峨眉山ニ
似たる故唐人名つくるよし、昔ハ参詣の人おびただし、今
ややおとろふと云

一廿八日諸役人各奉行所ニ至りて佳日を拝す

一同廿九日迄酒屋町・袋町・本紺屋町・材木町筋雛見世出る、夜

見物の男
女夥し

但文政末ころより次第ニ稀ニなり後は絶たり、天保末頃濱町ニ一
ヶ所ありしが是もいつとなく絶たり

一此月より四月八日迄ハ小児の輩もつばら市中にて鳳巾をはな
ちたのしみとす鳳巾方言
はたといふ 又天気快晴の日ハ金比羅山崎中の北に無
凡山瓊杵山
ともカサ
いふ 風かしら茶臼嶽二山共同ク
北ニあり 風頭ハ聖福寺の上ニある山を云 などいへる処へ

行厨ベントウをたづさへ行て是をはなつ、鳳巾ハ其製一ツならず、ばらもん、劍舞争、胄婆羅門、入道はた、奴はた、百足はた、蝶はた、障子はた、日本はた、あごはた、蝙蝠はた、蜻蜒ヘシブウはたとんぼはたうをへた、障子はた、日本はた、あごはた、蝙蝠はた、蜻蜒はた、んぶうと云或ハ桐に鳳凰・海老尻・天下太平又ハ天一天上大吉等方言なりの文字を拵ゆるもあり、今其あらましを左に図す、又俗につるわかしと云事あり、硝子を至極細末にして糊に和し、是を芋よま廿間三十間又は五十間六十間百間を限りて上よりひき付け日に干あげ鳳巾にかけてはなつ、是を通俗硝子よまと云、尤手元に至る処ハ常の芋よま也、是を又根よまとも云、たがひに此法を以て町をへだて谷をさしはさみ風に乗じて相かくる術の工拙あり、空中にてよまとよまとすれあひついに切れ行を負とさだむ、此時ハ多くあごはたを用ゆるを便利とす、是唯児輩のみにあらず、大人も又ひまに乗じ是を競ふてたのしみとす

但鳳巾をはなつハ児輩のたわむれにして大人の楽しむべき事にあらず、されども我崎の俗多く家業におこたりて浮靡フヒのたのしみのみもつばらとす、よつて此楽ミより争論を生じたがひに疵を蒙り、又は山野にて田畑を踏あらし喧嘩と

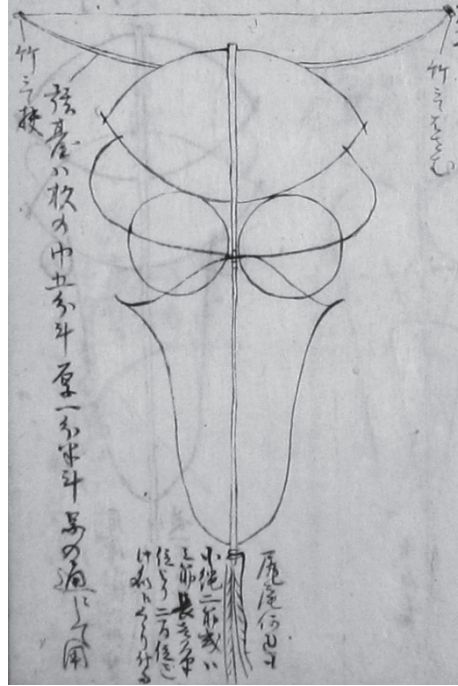
なり、間々御奉行所江うつたへ出る事有、是他邦になき処我崎古来よりの土風となれば春ニ乗じて錢をついやす者又すくなからず、分て是を樂む者ハ鳳巾をあきなふ家より通ひ帳を取て其つひへをいとわず勝負を相争、はなはだしきハ一日老人のついで老貫文式貫文ニおよぶ、崎中是を積りて数百錢に至るハ無益のいわんかたなし

但文政以来のついで一日老人老貫文より拾貫文以上ニ及喧嘩等有之ニ付、毎度御停止の御触出れども今不止、天保頃よりばらもんハ次第二すくなくなりたり、適にあげたるをみる、其外いろいろの鳳巾も見うけず、あごはたのみニなりたり、あごはた白地一枚六文八文より百文ニ至り尤好にて赤青の模様縞等のこれあるハ或ハ四拾八文の地にして百何文とか申様ニてありしが、弘化万延のころよりハ廿四文三十拾式文以下のはたハなし白地とてなし、いづれも赤青等の縞ありて宜き処ニ至てハ地を紺紙ニして人物の模様を切ぬき或ハ画き美事のものにて、夫丈値段高く一枚金壹歩位の値段ニなりしよし、硝子よまも百間と唱る品正ミ式拾間

位も有之哉不益の物入多し

婆羅門之図

竹ニてはさむ



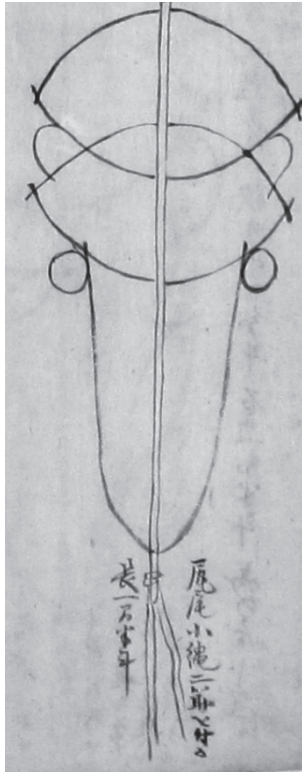
弦ハ藤の身の処を極薄くけづり巾二三人分婆羅門の大小に寄見合あるべし

尻尾何れも
小繩二筋或ハ
三筋長巻間半
位より式間位迄
此処江くくり付くる

竹ニて挾

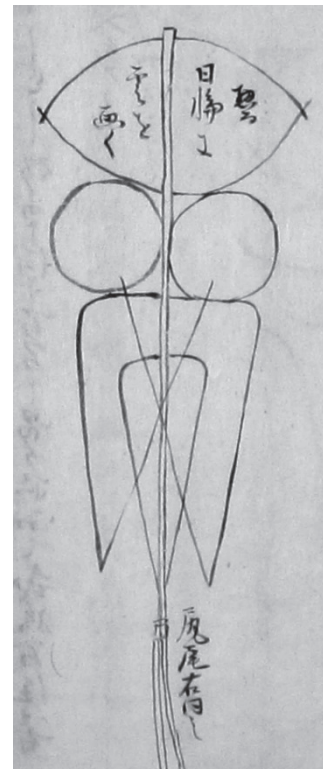
兜婆羅門

尻尾小繩二筋を付る 長一間半計



弦を用る事前のごとし

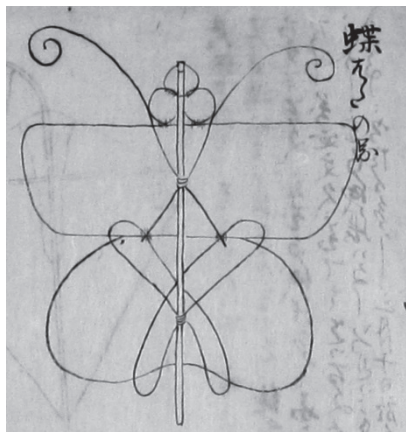
劍舞争同



惣日輪に雲を画く

弦右同断

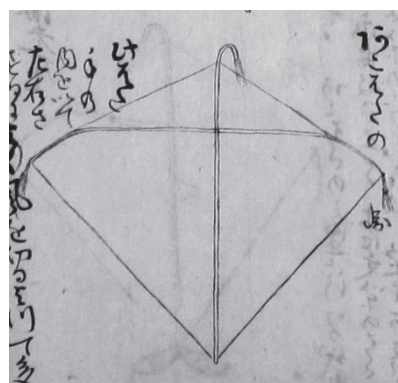
蝶はたの図



多く青黄紅白の紙にて張たてる

尻尾右同じ

あごはたの図

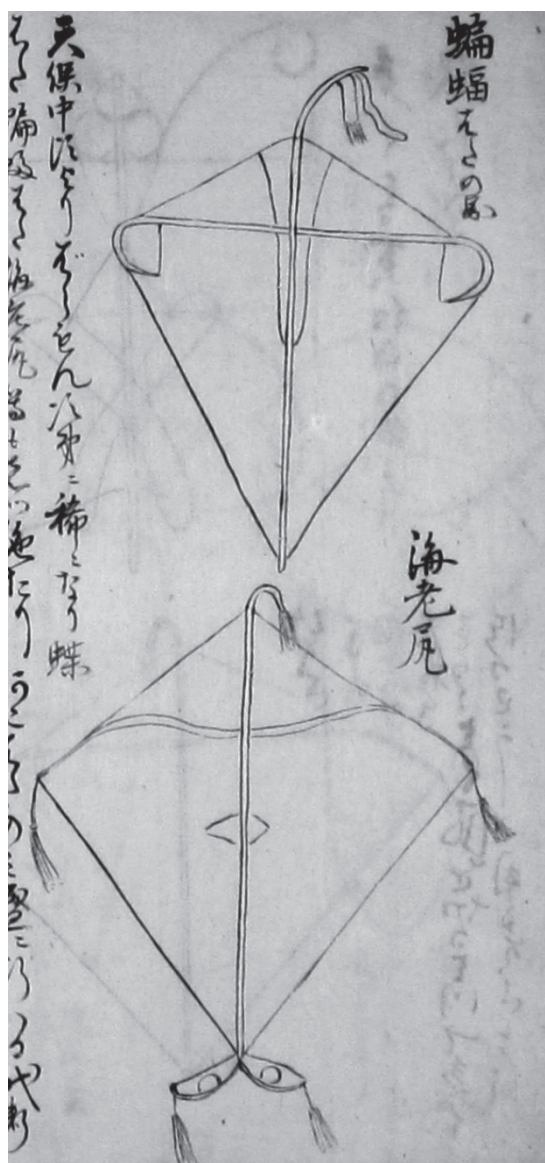


此はた手の内を以て

左右さするによく風を切る

よつて多くつるわかしに用るはたとす

蝙蝠はたの図



海老尻

天保中頃よりばらもん次第二稀ニなり蝶はた・蝙蝠はた・海老尻等も
 先ツ絶たり、あごはたのミ盛ニ行ハる、代料六文より百文ニ至、尤白
 紙張多し、嘉永安政のころより廿四文以下のはたはなし、万延文久ニ
 至ては先ツ百文より以下のはたハなし、以上は何程も有之よし、尤白
 紙張ハなし、いづれも手入のいる紙にて張分或は武者絵など美事ニ書
 たる多し、三月十日於金比羅会有を第一とす